

公害紛争処理法施行令の一部を改正する政令案について

公害等調整委員会事務局総務課

1 改正の背景

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）により、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）が改正され、個別の旅費種目の名称や内容に関する規定は国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第 号。以下「旅費法施行令」という。）に委任されることとなった。これに伴い、公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号。以下「本令」という。）について、規定の整備を行う。

2 改正の内容

- 旅費法施行令において旅費種目の名称が変更されるため、本令において旅費種目の名称を引用する箇所について所要の規定の整備を行う。
- そのほか、旅費法施行令において、旅費種目として「包括宿泊費」（注）が新設されることを踏まえ、公害等調整委員会における手続の参考人又は鑑定人に支給する旅費及び委員等の出張旅費として「包括宿泊費」を追加するとともに、交通機関の多様化や社会情勢の変化に対応するため、参考人又は鑑定人に支給する旅費として「航空賃」を追加する改正を行う。
（注）包括宿泊費とは、移動と宿泊が一体となった、いわゆるパック旅行にかかる旅費
- さらに、都道府県公害審査会等における手続の参考人又は鑑定人に支給する旅費についても、規定の整備を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和6年10月上旬

施 行：令和7年4月1日